

特別障害者手当について

○特別障害者手当とは（厚労省ホームページから抜粋）

精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害者の福祉の向上を図ることを目的にしています。

○支給月額（物価等に応じて額の改定があります）

27,350円（令和2年4月から）

○支払時期

毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれの前月分までが支給されます。（3か月分）

○所得制限

本人・配偶者・扶養義務者のそれぞれに所得制限があります。

合計ではなく、いずれかが所得制限限度額（別紙参照）を超えると不支給となります。

扶養義務者は民法上の扶養義務者であり、同居している直系親族が対象となります。

（同居で世帯分離している場合は通常、扶養義務があると見なされます）

○対象外となる場合

以下の場合には対象外となります。

（1）施設入所した場合（グループホームは在宅、老健は入院扱い）

（2）3か月以上継続して入院している場合

○認定基準

法令に定められた認定基準の解釈は別紙のとおりです。

別紙中の各表各内容の詳細は「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」に記載されています。

要介護認定者が申請する場合の典型的な該当パターンは次のとおりです。

(1) 別表第2の2項目が該当

※基本的に、同一の原因で複数の項目には該当しません。例えば、パーキンソンで四（両下肢の障害）と五（体幹の障害）など。

※七は診断書の記載内容に精神障害（認知症を含む）を認め、日常生活能力判定表の点数が10点以上の場合です。

※一は視覚、二は聴覚、六は内部障害（心臓・腎臓・呼吸器等）の障害が該当しますが、通常は障害者手帳を持っていると思います。

(2) 別表第2の1項目（三～五の中から）が該当し、日常生活動作評価表が10点以上

※五の座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度、と点数の合計が医師以外でもある程度見当がつくと思います。

(3) 別表第1の精神障害に該当し、日常生活能力判定表の点数が14点以上

※(1)の七と同様に、診断書の記載内容に精神障害を認め、14点以上の場合です。

○注意事項

申請に医師の診断書が必要ですが、診断書は有料です。また、複数の障害（肢体不自由と精神など）で申請する場合は複数の診断書が必要です。

診断書は作成日から3か月以内のものが有効です。

申請して却下となった場合に診断書は返却しませんので、再度申請する場合には診断書を取り直す必要があります。